附則第二十二条を削り、附則第二十一条を附則第二十二条とし、附則第二十条の次に次の一条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第二十一条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二の二第五項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第二十三条第二項を削り、同条第三項の表中「附則第四十一条第四項」を「附則第四十一条第十項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第四十一条第十一項第二号」を「附則第四十一条第十項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第四十一条第十一項第五号」を「附則第四十一条第十項第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第四十一条第十一項第六号」を「附則第四十一条第十項第六号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第四十一条第十三項」を「附則第四十一条第十二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第四十一条第十三項」を「附則第四十一条第十四項」に改め、同項を同条第八項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四十八条の九の十二第三項の改正規定、第四十八条の九の十五を第四十八条の九の十七とする改正規定、第四十八条の九の十四第二項の改正規定、同条を第四十八条の九の十六とする改正規定及び第四十八条の九の十三の次に二条を加える改正規定並びに附則第三条第二項の規定　平成二十八年十月一日

二　附則第四条、第四条の二、第十六条の二の十一及び第十八条の改正規定、附則第十八条の三を削る改正規定、附則第十八条の二の改正規定、同条を附則第十八条の三とする改正規定、附則第十八条の次に一条を加える改正規定、附則第十八条の四、第十八条の四の二第一項及び第十項、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の六の二、第十八条の七の二、第十八条の九並びに第二十条の改正規定並びに附則第二十二条を削り、附則第二十一条を附則第二十二条とし、附則第二十条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条、第七条及び第八条の規定　平成二十九年一月一日

三　附則第七条に三項を加える改正規定　不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条　平成二十八年一月一日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。次条第一項において「旧租税特別措置法」という。）第四十一条の十二第七項に規定する割引債（同条第九項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第七項に規定する個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第三条　平成二十八年一月一日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債（同条第九項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第七項に規定する償還差益に対して課する個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　この政令による改正後の第四十八条の九の十二第三項、第四十八条の九の十四、第四十八条の九の十五及び第四十八条の九の十六第二項の規定は、平成二十八年十月一日以後の地方税法第三百十七条の二第一項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令及び地方財政法施行令の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改める。

一　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十

二　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十三条第一号ロ

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第七項の表第三百十五条の項中「に係る」の下に「利子所得の金額若しくは」を加える。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条　郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「第十七条の規定による改正後の地方税法施行令第七条の四の二第二項第二号の二」を「地方税法施行令第七条の四の二第二項第二号」に改める。

（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正）

第七条　地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号。次条において「平成二十年改正令」という。）の一部を次のように改正する。

附則第三条第六項中「同条第十五項中」の下に「当該株式等に」とあるのは「一般株式等に」と、「金額として政令」とあるのは「金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令」と、「法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等の譲渡」とあるのは「同項に規定する新法（以下この項において「新法」という。）附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる一般株式等の譲渡（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七十三号）による改正後の地方税法施行令（以下この項において「新令」という。）附則第十八条第一項に規定する一般株式等の譲渡」と、「当該株式等の譲渡」とあるのは「一般株式等の譲渡」と、「金額の」とあるのは「金額又は新法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる上場株式等の譲渡（新令附則第十八条の二第一項に規定する上場株式等の譲渡をいう。以下この項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の」と、」を加え、「、第十項又は第十一項」を「（同条第八項において準用する場合を含む。）」と、同条第十七項中「第三十七条の十三の二第七項」とあるのは「第三十七条の十三の二第十項」と、「第三十七条の十二の二第五項」とあるのは「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同条第七項中「新令」を「地方税法施行令」に、「株式等」を「一般株式等」に、「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号。以下「平成二十年改正令」という。）附則第三条第十二項第四号に規定する公開等特定株式に係る譲渡所得の金額をいう。以下同じ」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の法附則第三十五条の三第八項の規定の適用がある株式等の譲渡（以下この項において「公開等特定株式の譲渡」という。）による譲渡所得の金額をいう。以下この号及び第三号において同じ」に、「同項第七号に規定する公開等特定株式に係る雑所得の金額をいう。以下同じ」を「公開等特定株式の譲渡による雑所得の金額をいう。以下この号及び次号において同じ」に、「平成二十年改正令附則第三条第十二項第一号に規定する公開等特定株式に係る事業所得の金額をいう。以下同じ」を「公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額をいう。以下この号及び次号において同じ」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　前項の規定は、改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十五条の三第八項及び第九項の規定の適用がある場合における地方税法施行令第十八条の二第一項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「附則第十八条第一項」とあるのは「附則第十八条の二第一項」と、「一般株式等」とあるのは「上場株式等」と読み替えるものとする。

附則第三条第九項から第十五項までを削る。